

介護センター パートナー重要事項説明書

様

1 訪問介護事業所の概要

①所在地とサービス提供地域

事業所名	介護センターパートナー
所在地	山梨県笛吹市石和町唐柏538-2
介護保険指定番号	1971800519
サービスを提供する地域	甲府市 笛吹市 山梨市 甲州市

②職員体制

管理者	1名	事業所の統括・管理
サービス提供責任者	介護福祉士 2名以上	下記記載
従業者	介護福祉士 介護職員実務者研修修了者 介護職員初任者研修修了者 介護職員基礎研修修了者 訪問介護員1級 訪問介護員2級 常勤換算2.5以上	訪問介護員

○サービス提供責任者は、利用者からのサービス利用申し込みに関する調整や、訪問介護計画書の作成などをはじめ、次のような業務を担当します。

利用にあたって疑問点やご心配な点があったりサービス内容を変更したい時には、サービス提供責任者にお尋ね下さい。

〈サービス提供責任者の業務〉

- サービス利用申し込みに関する調整
- 利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
- 居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議への出席）
- 訪問介護員の業務管理
- その他サービスの内容の管理に関する必要な業務

サービス提供責任者 氏 名 坂本優美 山下由美香 遠藤鈴菜
連絡先 055-261-8107

③営業日・営業時間

営業日	月曜日～日曜日	12月29日～1月3日、8月12日～8月16日
営業時間	8時00分～18時00分	は休業とさせていただきます。

2 提供するサービス内容

①身体介護

- 入浴介助 ○排泄介助 ○食事介助 ○清拭 ○着脱介助 ○整容介助
- 外出介助（通院時の院内は介護保険外）○自立支援のための見守りの援助

②生活援助

- 調理 ○洗濯 ○掃除 ○買い物 等

同居家族がいる場合、生活援助を行うことはできません。

3 利用者負担金

① 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合の自己負担額は原則としてサービス利用料金（料金表は別添）の1割～3割です。この金額は介護保険法の法定利用料に基づく金額です。ただし、介護保険の給付を超えたサービス利用は基本料金が全額自己負担となります。

②その他の費用

- 通常の事業の実施地域以外に居住する利用者には、通常の事業の実施地域を越えた地点から10kmごとに100円いただきます。

③利用料の支払い方法

- 利用料の支払い方法については、銀行口座からの口座振替（翌々月6日）もしくは現金による支払いとします。
- 所定の料金体系を基に計算された利用料金の請求書を翌月18日までに送付します。

4 キャンセル

- 利用者がサービスの利用を中止する際は、速やかに次の連絡先までご連絡下さい。

連絡先電話番号 055-261-8107

- 訪問介護サービス提供予定日の前日午後6時までにお申し出がない場合のキャンセルにつきましては1回あたり840円を翌月請求させていただきます。

5 サービス提供にあたって

事項	有無	備考
ホームヘルパーの変更	○	希望により変更できます。
職員への研修の実施	○	定期的に研修を実施しています。
サービス提供マニュアルの作成	○	

○サービス提供時に担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交代でサービスを提供します。

○訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問介護員の交替を申し出る事ができます。ただし、利用者からの特定の訪問介護員への指名はできません。

6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打合せにより、ご家族、主治医、居宅介護支援事業所へ連絡をとります。

主治医	氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

7 サービス内容に関する苦情

① 当社お客様苦情・相談窓口

担当 内木 由尚 電話 055-261-8107

② その他

当社以外にお住まいの市町村の担当課、国民健康保険団体連合会に、苦情を申し出る事ができます。

市町村

担当

電話

国民健康保険団体連合会

山梨県甲府市蓬沢 1-15-35

電話 055-233-9210

8 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急事態に備え、業務継続計画（BCP）を作成し、研修及び訓練を行います。また、常に関係機関と連絡を密にし、非常災害時には必要な措置を講じます。利用者、家族と非常災害時の対応について定期的に確認します。

9 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関、市町村などへ連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況やじかに際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

10 身体拘束の適正化

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。

ただし、下記の通り緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない名合は事前に利用者およびその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

- ①緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者または他人の生命・身体に危険が及ぶ事が考えられる場合。
- ②非代替性：身体拘束以外に利用者または他人の生命・身体に危険が及ぶ事を防止できない場合。
- ③一時性：利用者または他人の生命・身体に危険が及ぶ事がなくなった場合は直ちに身体拘束を解く

1 1 高齢者虐待防止に関する対策

人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために高齢者虐待防止委員会を設置し、その結果について従業者に周知します。指針の整備、研修を行います。

サービス中に当該事業所従業者または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、担当介護支援専門員に連絡の上速やかに市町村に通報します。

1 2 感染症の予防及びまん延防止のための対策

事業所内の衛生管理、感染対策を行い、感染症の予防に努めます。感染症の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果について従業者に周知します。ほか、指針の整備、研修及び金連を実施します。

また、新たな感染症発生時に対しては、業務継続計画（BPC）に基づいて対応します。

1 3 株式会社 N A I K I の概要

名称・法人種別	株式会社 N A I K I
代表者	代表取締役 内木 由尚
本社所在地	山梨県笛吹市石和町市部 8 2 9 - 4
電話番号	0 5 5 - 2 6 1 - 8 1 0 7
主な事業所	・介護センターパートナー ○居宅介護支援 ○訪問介護 ○介護予防訪問介護 ・デイサービスセンター のぞみ ○通所介護 ○介護予防通所介護

訪問介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

事業者	所在地	山梨県笛吹市石和町唐柏 5 3 8 - 2	
	名称	介護センター パートナー	
説明者	氏名	印	

私は、契約書及び本書面により、上記事業所から訪問介護サービスについての重要事項の説明を受け内容に同意します。

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

(利用者が意志を表明できない場合のみ記入捺印)